

一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会
コンベンション開催補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市で開催されるコンベンションの主催者に対し、予算の範囲内においてコンベンション開催補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定め、もって長崎市におけるコンベンションの開催を促進することを目的とする。

(補助金の対象)

第2条 補助金の対象となるコンベンションは、次の各号にすべて該当するものとする。

- (1) 長崎市内で開催されるもの。
- (2) 参加者の範囲が九州大会又はこれに準ずる規模以上のもの。
- (3) 各種協会、団体、学会等が主体となって開催するもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の対象としない。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 営利を目的とするもの。
- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
- (3) 国又は地方公共団体から他の補助金の交付及び補助金に類する支援を受けているもの。
- (4) スポーツコンベンション大会及びスポーツ合宿。
- (5) 暴力団、その他反社会的勢力関係者が主催または参加するもの。
- (6) その他会長が不適當と認めるもの。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次表に掲げる延べ宿泊人数の区分に応じ算出した補助基準額（(A) 及び (B) の合算額）又はコンベンションの総事業費のいずれか低い額の範囲内とする。

延べ宿泊人数		(A) 補助基準額	(B) エクスカーションを 斡旋した場合の補助基準額
200人以上	300人未満	100,000円	－
300人以上	500人未満	150,000円	－
500人以上	1,000人未満	250,000円	－
1,000人以上	1,500人未満	500,000円	600,000円
1,500人以上	2,000人未満	750,000円	600,000円
2,000人以上	3,000人未満	1,000,000円	1,100,000円
3,000人以上		1,500,000円	1,600,000円

2 前項の表中、エクスカーションとは、長崎市を除く長崎県内の観光又は宿泊を含み、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第2条第1項第2号の規定にかかわらず、各県持ち回り

の九州大会は除くものとする。

- (1) 企画・手配旅行
- (2) 交通機関の乗車券及び観光若しくは宿泊を含む企画商品等

3 第1項の表中、(A)の補助基準額の延べ宿泊人数は、長崎市内を対象とし、(B)のエクスカージョンを斡旋した場合の補助基準額の延べ宿泊人数は、長崎県内を対象とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするコンベンション主催者は、次に掲げる書類をコンベンション開催日の30日前までに会長に提出するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) コンベンション開催補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) コンベンション事業計画書（第2号様式）
- (3) 確認書（第3号様式）
- (4) 収支予算書
- (5) その他会長が必要と認める書類（交付の決定）

第5条 会長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 会長は、補助金の交付を決定したときは、コンベンション開催補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、補助金を交付することが不適切と認めたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の変更申請)

第7条 総事業費の増減が20%を超える場合、もしくは補助金の額が変更になる場合は、事業変更中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を提出しなければならない。

(変更の通知)

第8条 会長は、前条の申請を承認したときは、コンベンション開催補助金事業変更中止（廃止）承認通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第6条第1項により補助金の交付の決定通知を受けた者は、補助対象コンベンションが終了した日から起算して1月を経過した日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) コンベンション開催補助金実績報告書（第 7 号様式）
- (2) 宿泊証明書（第 8 号様式）
- (3) 収支決算書
- (4) その他会長が必要であると認める書類

2 第 3 条第 2 項に規定するエクスカージョンを斡旋した場合にあっては、前項各号に掲げる書類に加え、エクスカージョン斡旋証明書（第 9 号様式）を提出しなければならない。

3 第 1 項第 2 号に定める宿泊証明書の提出が困難な場合は、コンベンション主催者からの申立書により相当な理由があると会長が認める場合に限り、参加者名簿（第 10 号様式）の提出に代えることができる。この場合は、第 10 号様式により算出される人数を延べ宿泊人数とみなす。

（交付額確定及び通知）

第 10 条 会長は、前条に規定する書類の提出を

受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認めた場合は、交付する補助金の額を確定し、その旨をコンベンション開催補助金 交付額確定通知書（第 11 号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第 11 条 前条の規定により補助金交付額確定通知書を受けた申請者は、コンベンション開催補助金交付請求書（第 12 号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、申請者からコンベンション開催補助金交付請求書の提出を受けた後、口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

（決定の取消）

第 12 条 会長は、コンベンションの主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により補助金の交付をうけたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき

（補助金の返還）

第 13 条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既にその補助金が交付されているときは、主催者に対し、期限を定めて返還させるものとする。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 6 月 7 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 6 月 27 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。